

教員によるわいせつ事案の多発を踏まえた早急な再発防止策を求める意見書

近年、全国各地で、教員による児童生徒への盗撮やわいせつな行為が相次いで発生しており、本市においても、昨年、複数の教員がわいせつ事案により逮捕、起訴されている。

これらの行為は、被害に遭った児童生徒の心身に深刻な影響を与えるのみならず、児童生徒及び保護者に教員への強い不信感を抱かせるとともに、大半の教員が教育現場において日々尽力しているにもかかわらず、学校教育全体の信頼を揺るがすことにもつながりかねず、断じて許されるものではない。

このような状況の中、令和6年にこども性暴力防止法が公布され、今後、性犯罪前科の有無を確認するなどの対策が実施されることとなっている。しかしながら、児童生徒へのわいせつ事案の再発防止のためには、国がより主体的に再発防止に向けた取組を実施していくことが急務である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、教育の信頼回復を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 性犯罪に係る重大な不祥事を起こした教員について厳罰化を進めること。
- 2 こども性暴力防止法の施行に当たり、教育現場での体制整備が進むよう支援すること。
- 3 専門家や関係機関と協力し、被害児童生徒及び保護者への心理的ケアや法律的な支援を円滑に行うことのできるような体制の強化を図ること。
- 4 教員の適正な人材確保のため、教員採用時の適性検査や面接等について指導を図ること。
- 5 教員の意識向上を図るための服務規律・倫理研修や、教員を指導、監督する校長、教頭等の管理職を対象とした研修の強化を図ること。
- 6 教員による児童生徒へのわいせつ事案を早期に把握できるような体制の整備を促進すること。
- 7 わいせつ事案の再発防止に資するガイドラインを作成し、各教育委員会及び学校現場への周知啓発を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣
(こども政策)

宛(各通)